倉敷市子ども・子育て支援審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項,就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく審議会その他の子ども・子育て支援に関する施策を調査審議する合議制の機関として,倉敷市子ども・子育て支援審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法その他の法令の規定により児童福祉審議会が所掌する事項
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に 規定する事項
 - (3) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する事項 (組織)
- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。 この場合において、臨時委員の任期は、市長が別に定める。
- 5 委員(臨時委員を含む。)は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も、また同様とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合は、前2項の規定の適 用については、委員とみなす。
- 5 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。 (委任)
- 第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。 (関係条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例 第23号)の一部を次のように改正する。

別表中		専門分科会 専門分科会 (医師に限)	臨時委員		14,	10	0円	同上	を
	専門分科会委員及で 専門分科会臨時委員 (医師に限る。)		,			同上	に改め	」 る。	
子ども・子育て 委員			日額 7	7,100) 円		同上		
支援審議会委	員臨時委員		日額 7	7,100	円		同上	J	

4 倉敷市社会福祉審議会条例(平成13年倉敷市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

5 倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年倉敷市条例第 53号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定に基づき設置する倉敷市社会福祉審議会」を「倉敷市子ども・子育て支援審議会条例(平成25年倉敷市条例第 号)第1条に規定する倉敷市子ども・子育て支援審議会」に改める。